

議 長 日程第3「議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄みやまグラウンドの施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長 議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

それでは、議案第58号の説明をさせていただきます。寄みやまグラウンドは、今年度、防球ネットの設置やトイレ改修工事などを実施し、利用ニーズの高い施設環境の整備を図っております。利用に供するに当たり、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部を改正するものでございます。内容等につきましては、寄みやまグラウンドを利用するに当たってのグラウンドの利用料金を改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、横面の参考資料1であります。新旧対照表対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案です。別表（第8条関係）の表中の施設名、グラウンドの利用区分の土曜日、日曜日、祝日の利用料金につきまして、その他の4,000円を6,000円に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。参考資料2で2ページにわたるものでございます。令和7年11月19日開催の議会全員協議会で説明した資料でございます。

お戻りいただきまして、議案2ページ目の条例本文を御覧ください。附則となります。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。